

草津市版地域再生計画・地域公共交通網形成計画 ・ 健幸都市基本計画との連携

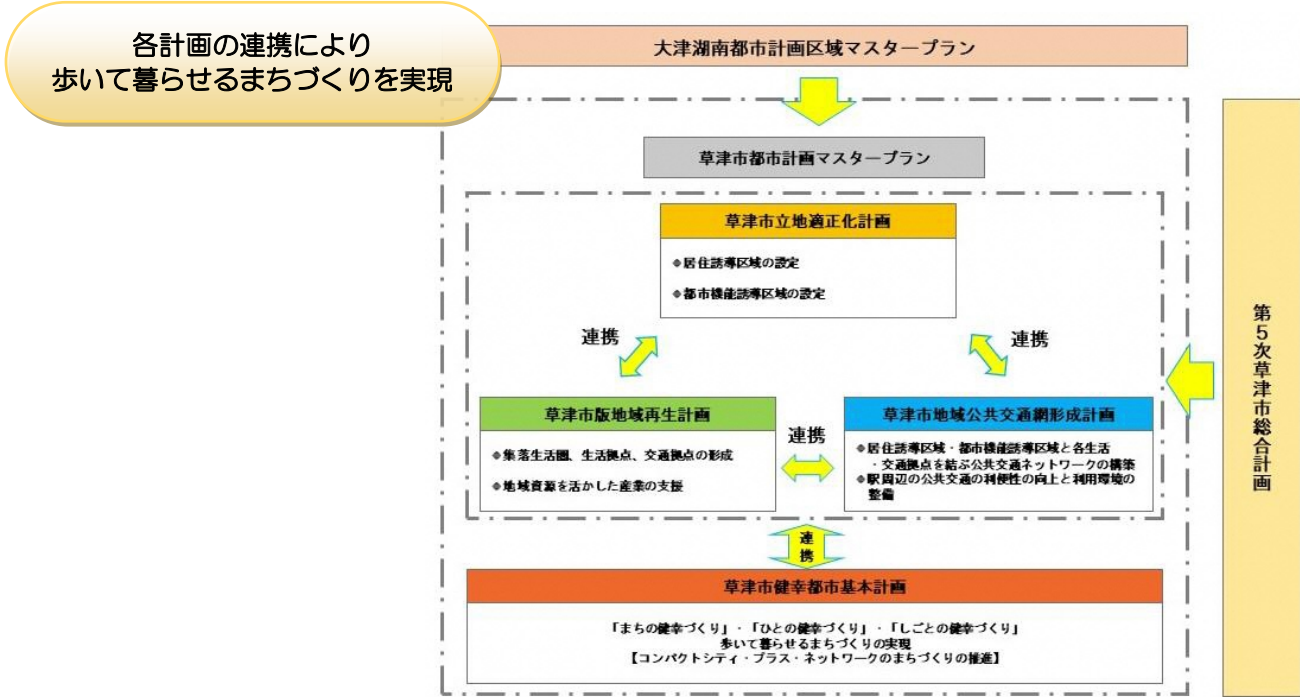
本編 p.5~6

本市では、人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能なまちであり続けるために、草津市立地適正化計画のほか、「草津市版地域再生計画」、「草津市地域公共交通網形成計画」を策定し、3計画を一体的に進めることで、本市の「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。

- 草津市版地域再生計画 … 市街化調整区域を対象に、生活・交通拠点の形成を推進する計画です。
- 草津市公共交通網形成計画 … 市全域を対象に、生活・交通拠点を結ぶ公共交通ネットワークの構築を目指す計画です。

また、本市では、「草津市健幸都市基本計画」を策定しており、市の総合施策としてまちづくりの核心に「健幸」を位置づけ、都市計画や福祉、教育、産業振興など、分野横断的に健幸の取り組みを推進しています。

そのため、本市は、草津市立地適正化計画を含む上記3計画の連携に加えて、「草津市健幸都市基本計画」との連携も図り、「まちの健幸づくり」の基本施策のひとつである「出かけたくなるまちづくり」を実現するとともに、地域住民が支えあい、多様な主体が協働し、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を目指します。



目標年次・計画期間

本編 p.5

本計画の目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望するとともに、人口予測値（国立社会保障・人口問題研究所）において人口減少局面を迎えると予測されている2040年を採用し、計画期間は2018年度（平成30年度）から2039年度までとします。

集約型の都市づくりを進めるためには、人口密度を維持し、暮らしに必要な都市機能を確保することが必要であり、中長期的な視点に立ち、22年間という期間を設けて、計画的な時間軸の中で緩やかに居住や都市機能の維持・誘導を進めます。

計画期間 2018年度 から 2039年度 まで

草津市総合計画等の上位計画に示されている方向性を踏まえて、立地適正化計画の基本理念と目指す将来像を以下のように定めます。

(上位計画の方向性)

◆第5次草津市総合計画・第3期基本計画

「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」

- ・リーディングプロジェクト「“まちなか”を活かした魅力向上」を進め、歩いて暮らせるまちづくりを進める

◆大津湖南都市計画区域マスタープラン

- ・公共施設の計画的整備に努め、歩いて暮らせる快適な住宅地の形成を目指す（まちなかエリアの回遊性の確保とともに、居住エリアでも日常生活で歩いて用が足せる都市構造の重要性を明示）

◆草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・まちなかエリアにおいてコンパクトシティとしての機能充実を図り、行政効率をさらに向上させるとともに、市域の人口減少局面にある地域においても、公共交通の充実といった生活の拠点としての機能の充足

草津市立地適正化計画の基本理念・目指す将来像

○計画の基本理念

誰もが 歩いて快適に暮らせる ずっと続くやさしく健幸なまち・草津

誰もが	子どもから高齢者までのすべての人のこと
歩いて	徒歩圏内に都市機能が集約され、公共交通を利用し市中心部や京都大阪へ移動できること／アクセシビリティを含めた移動がしやすいこと
快適に	医療・高齢者福祉・商業等の都市機能の充実を指す。便利さも意図する。
ずっと続く	持続性の担保
やさしく健幸な	みんなにやさしい、地球にやさしい、都市経営にやさしい（コスト低減）

○目指す将来像

コンパクトにまとまった市街地に、2つの駅を拠点として、周辺には複合施設等が立地し、にぎわいを見せている。拠点へは、市街地内を本数が多く便利な路線バスで容易に行くことができる。バス停の周辺に人々が多く居住しており、その周りには日用品を販売する商業店舗や診療所などが立地しており、地域全体で生活を支えることができる社会が構築され、誰もがいきいきと過ごしている。

誘導方針と誘導イメージ

○誘導方針

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持し、まちのにぎわいや生活の利便性を持続していくために、都市機能や居住等の誘導方針を下記のとおり設定します。

【都市機能】2拠点における既存機能の維持・強化、不足する機能の誘導

- JR草津駅周辺及びJR南草津駅周辺を拠点として都市機能誘導区域を設定します。
- それぞれの拠点に都市機能施設を適正に誘導します。

【居住】2拠点周辺へゆるやかに居住を誘導

- 2拠点の生活の利便性を向上させることで2拠点周辺への居住をゆるやかに誘導し、人口減少局面に備えて人口密度の高密度化を図ります。
- 市街化調整区域の居住地においても生活の利便性が大きく低下することがないように努めます。

【交通】行政・交通事業者・地域の協働による効率的な移動手段の確保

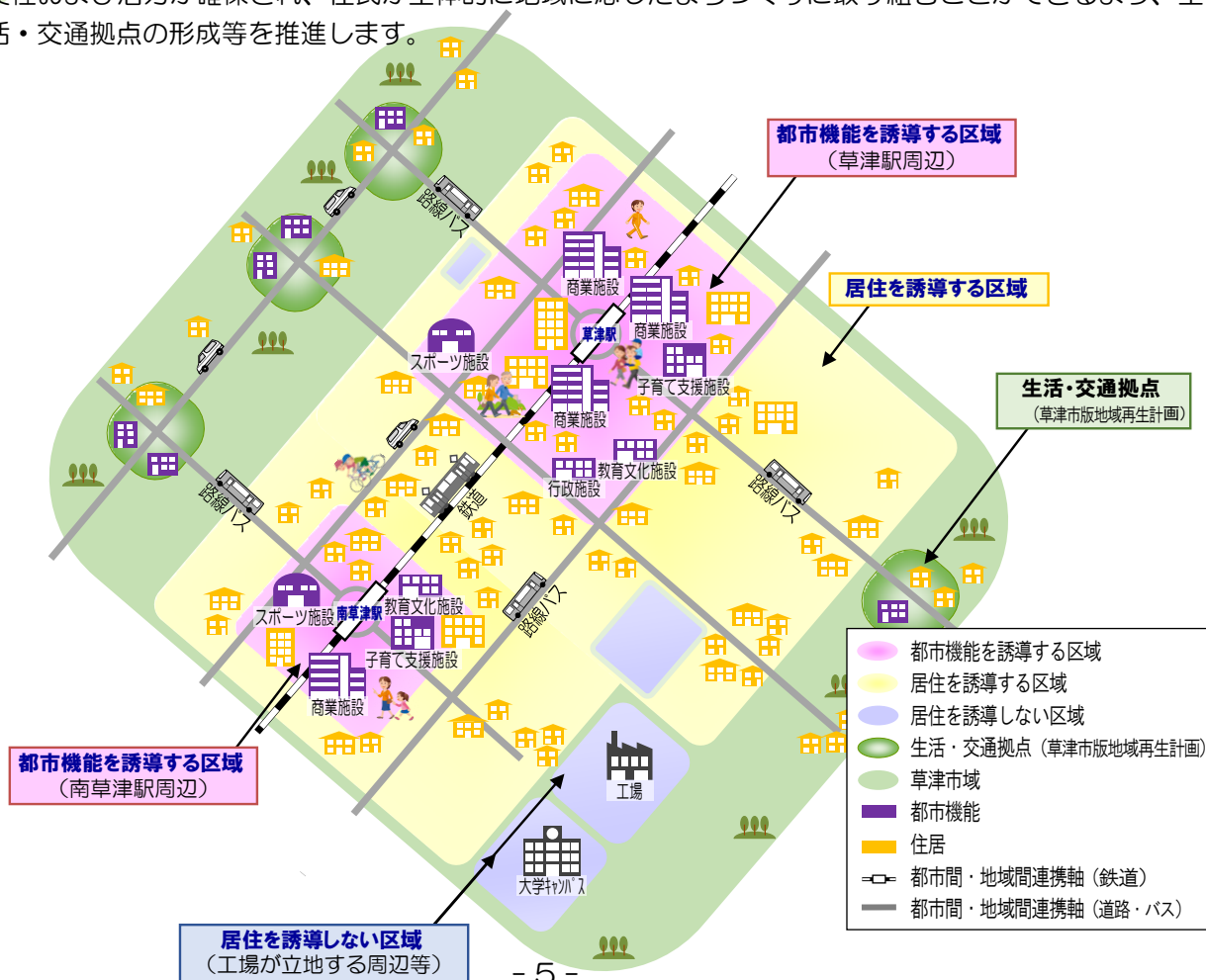
- 居住地のどこからでも都市サービスを楽しむことができるよう、各関係者の協働によって公共交通ネットワークを充実させます。

【健幸】将来の高齢化・人口減少に対応した健幸都市の実現

- 過度な自動車利用を減らして公共交通の利用を促進し、徒歩を基調とした移動へと転換を図り、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

【地域再生】草津市版地域再生計画と連携したまちづくり

- すでに人口減少や高齢化が進行している郊外地域において、将来にわたり住民のコミュニティ、生活利便性および活力が確保され、住民が主体的に地域に応じたまちづくりに取り組むことができるよう、生活・交通拠点の形成等を推進します。



○居住誘導区域

草津市域に対し、以下の要件に基づいて居住誘導区域を設定します。

草津市域全体^{*}を立地適正化計画区域と設定します。

※琵琶湖を除く

居住誘導区域は、「市街化区域内」に設定します。

【居住誘導区域の基本要件】

- ア 将来的に人口密度を維持できる区域
将来的に居住誘導区域の設定の目安である人口密度40人/ha を割り込むことのないと推定される区域を基本とします。
- イ 公共交通網でカバーできる区域
基幹交通軸、支線網により駅まで1km、バス停まで概ね300m 圏内の区域を対象とします。
- ウ 居住誘導にふさわしくない区域
①都市計画法の用途地域のなかの工業地域・工業専用地域、②大学キャンパス、③エリアの大部分が商業施設である区域、④びわこ文化公園都市区域内の公共施設エリアは、居住誘導区域の対象外とします。
- エ 法令等で居住誘導区域に含まないこととされている区域（災害リスクの高い区域）
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域は、居住誘導区域の対象外とします。ただし、市街化区域内では、基本要件ウに該当する一部の区域が土砂災害警戒区域に指定されていますが、それ以外の区域内で指定はありません。

居住誘導区域として設定

○都市機能誘導区域

以下の区域を都市機能誘導区域に設定します。

居住誘導区域内に設定します。

【都市機能誘導区域の基本要件】

- ア 駅から概ね1km 圏内かつ居住誘導区域内を対象とした区域の設定
JR 草津駅および JR 南草津駅から概ね1km 圏内の居住誘導区域を対象とします。
- イ 関連計画と整合した区域の設定
JR 草津駅を中心とした都市機能誘導区域は、原則、草津市中心市街地活性化基本計画の中心市街地活性化区域とします。
- ウ 用途地域の指定状況および市街地形成の状況を勘案した区域の設定
JR 南草津駅を中心とした都市機能誘導区域は、駅を中心とした基本要件アの範囲であっても、住居専用地域の範囲は対象外とします。また、住居地域であっても既に住宅が集中している範囲は対象外とします。

都市機能誘導区域として設定